第三十三条の五第一項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　前条第六項の規定は、法第五十七条の七の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第六項中「、法第五十七条の七第一項」とあるのは、「、法第五十七条の七の二第一項」と読み替えるものとする。

第三十三条の六第一項ただし書中「（当該完了する日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第二項中「前事業年度等（法第五十七条の八第三項に規定する前事業年度等をいう。第四項及び第六項において同じ。）」を「前事業年度」に改め、「その日において同条第三項に規定する準備金設定特定船舶（次項及び第十四項において「準備金設定特定船舶」という。）に係る法第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金の金額（以下この項において「連結特別修繕準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別修繕準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（法第六十八条の五十八第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第三項中「又は現物出資法人（以下この条」を「又は現物出資法人（第五項及び第七項」に改め、「当該被合併法人等のその準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金を積み立てた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の五十八第二項に規定する積立限度額。」、「（当該被合併法人等の当該特定船舶に係る特別修繕準備金を積み立てた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の八十五第一項の規定）」、「事業年度の」及び「完了の日」を削り、「「の月数」を「「月数」に、「繰り越された特別修繕準備金の金額（次項」を「（次項」に、「及び」を「を含むものとし、その」に、「ある場合には」を「場合には、」に、「ある場合における」を「場合には」と、「金額。」とあるのは「金額とする。」」に改め、同条第四項中「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項ただし書中「（当該完了する日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第五項中「（当該被合併法人等の当該特定船舶に係る特別修繕準備金を積み立てた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の八十五第四項の規定）」、「事業年度の」及び「取得」を削り、同条第六項中「（当該法人の連結事業年度において第三十九条の八十五第六項の規定により当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の納税地の所轄税務署長が認定した金額がある場合には、当該認定した金額）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項ただし書中「（当該完了する日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第七項中「（当該被合併法人等の当該特定船舶に係る特別修繕準備金を積み立てた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の八十五第六項の規定）」を削り、「、当該認定した」を「が認定した」に、「当該認定した金額とし、」を「が認定した金額（ロに、「ある場合には」を「ある場合には、」に、「被合併法人等又は当該被合併法人等の連結親法人」を「被合併法人、分割法人又は現物出資法人」に、「金額とする。」を「金額）」に改め、「事業年度の」及び「取得」を削り、「「の月数」を「「月数」に改め、同条第九項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第十一項中「第三十九条の八十五第六項の認定を含む。）」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第六項に」を「同項に」に改め、同条第十二項中「（その認定が第三十九条の八十五第六項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、当該連結子法人であつた法人）」を削り、同条第十三項中「（第三十九条の八十五第十項又は第十一項の処分を含む。）」及び「（同条第十項又は第十一項の処分にあつては、その処分のあつた日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度の所得の金額を計算する場合）」を削り、同条第十四項中「の区分」を「（同条第三項に規定する準備金設定特定船舶をいう。以下この項において同じ。）の区分」に改める。

第三十三条の七第三項第二号中「（当該期間内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内に開始した連結事業年度）」を削る。

第三十四条第十六項中「第五十八条第十二項」を「第五十八条第十一項」に、「第五十五条第十四項」を「第五十五条第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第十七項中「第五十八条第十三項」を「第五十八条第十二項」に、「第五十五条第十八項」を「第五十五条第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

第三十五条第二項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一　法人税法第五十七条第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同条第二項の規定により当該法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

第三十五条第二項第二号中「又は第五十八条第一項」を削り、同条第三項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

３　法第五十九条第三項に規定する所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の同条第一項及び第二項並びに法第六十六条の十三第五項から第十項までの規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この条において「対象年度」という。）の所得の金額のうち通算所得基準額（第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。）に達するまでの金額とする。

一　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該通算法人の対象年度及び他の通算法人（対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の同日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額（同項に規定する通算前欠損金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除した金額

ロ　次に掲げる金額の合計額

(1)　法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該通算法人の対象年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。次項及び第五項第二号において「控除未済欠損金額」という。）

(2)　法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該他の通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。次項において「他の控除未済欠損金額」という。）の合計額

二　当該通算法人の対象年度の通算前所得金額

三　他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

４　前項の場合において、同項の通算法人の対象年度の通算前所得金額若しくは控除未済欠損金額が当初通算前所得金額若しくは当初控除未済欠損金額（それぞれ当該対象年度の確定申告書等に添付された書類に当該対象年度の通算前所得金額又は控除未済欠損金額として記載された金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と異なり、又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額若しくは他の控除未済欠損金額が当初他の